

岐阜地方法務局八幡支局の存続に関する意見書

国においては、地方法務局の支局・出張所について、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則して整理統合が進められており、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」においても、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める旨が示され、統廃合が進められているところである。

国が進める行政改革の必要性については十分認識しているところであるが、支局・出張所の適正配置に当たっては、まさに適正に行われるべきであり、単に人口や登記申請件数等の数字をもって整理統合を決定すべきではなく、地理的条件、交通の条件など、サービスを楽しむ住民の立場に立った検討がなされるべきである。

八幡支局の管轄区域である郡上市は、1,030.79平方キロメートルの広大な面積を有し、急峻な地形に集落が散在する山間地域である。このため、福井県境に位置する白鳥町石徹白地区等から八幡支局まで車で約1時間の所要時間がかかり、冬季にあつては積雪も多く、交通面において困難をきたす状況にある。また、支局・出張所の統廃合に伴い登記事務の電子化など利用者の利便性に配慮されているところであるが、高齢化率30%を超え、高齢者世帯等が非常に多い郡上市においては、電子化の利用が困難な状況にあり、八幡支局の廃止統合の事態となった場合には、地域住民の利便性が著しく損なわれるとともに、地域経済や住民の財産権、人権保障の実現に大幅な低下をきたすことは明白である。

よって、国においては、今後支局の統廃合を進めるにあたり、本地域の自然的地理的諸条件や社会経済的諸条件等の実情を十分考慮され、八幡支局を統廃合の対象とすることのないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

岐阜地方法務局長